

障害者権利条約早期批准を求める意見書

2001年12月、第56回国連総会において、障害者の権利と尊厳の推進と保護に関する包括的かつ全面的な国際条約に関する決議が採択された。その後、8回に及ぶ国連障害者の権利条約特別委員会が開催され、2006年12月13日、日本国も署名した「障害者権利条約」が国際連合総会で可決された。その後、世界の20カ国以上がこの条約を批准したことで、2008年5月3日に効力を持つことになった。

同条約では、固有の尊厳、個人の自律及び自立の尊重、非差別、社会への完全かつ効果的な参加及びインクルージョン、差異の尊重並びに人間の多様性・人間性の一部として障がいのある人の受容、機会の平等、アクセシビリティ、男女平等、障がいのある子どもの発達途上の能力の尊重及びアイデンティティを保持する権利の尊重を一般的原則として定め、障がいのある方すべての人権や基本的自由を完全かつ平等に享有できるよう社会環境を整えることなどが求められており、国際社会全体として障がいのある方々に対する差別をなくすことによる真の平等社会の実現が期待される意義深いものである。

よって、国においては、この条約の趣旨を尊重した国内法に関する必要な措置をできる限り速やかに行い、本条約を早期に批准するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月17日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
法務大臣	森英介様
外務大臣	中曽根弘文様
厚生労働大臣	舛添要一様